

徳島県生活環境保全条例に基づく指定化学物質の取扱量の報告に係るQ & A

Q 1 どのような事業所が報告対象となるのですか？

A 1

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に規定されているP R T R制度に基づく届出の対象となっている事業所が対象です。

ただし、特別要件施設（*）を設置しており、化管法以外の他法令に基づく測定対象の化学物質についてのみ届出している事業所は除きます。

*特別要件施設とは

ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設

Q 2 報告対象となるのはどのような物質ですか？

A 2

化管法のP R T R制度で規定されている第一種指定化学物質です。

Q 3 P R T R制度の届出をしていますが、条例の報告も必要ですか？

A 3

P R T R制度での届出事項は、排出量と移動量です。

条例では、取扱量（使用量及び製造量）の報告を求めていますので、P R T R制度の届出内容とは異なっています。

このため、P R T R制度の届出対象事業者（Q 1 参照）は、条例の報告も必要となります。

次の例を参考に報告してください。

【報告例】

例 1）P R T R制度に基づいてトルエン、キシレンの排出量・移動量を届出している。
→条例に基づいてトルエン、キシレンの取扱量の報告が必要です。

例 2）P R T R制度に基づいてダイオキシン類のみの排出量・移動量を届出している。
→条例に基づく報告は不要です。

例 3）P R T R制度に基づいてトルエン、キシレン、ダイオキシン類の排出量・移動量を届出している。
→条例に基づいてトルエン、キシレンの取扱量の報告が必要です。
（ダイオキシン類について報告は不要です。）

例 4）下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設を設置し、他法令に基づく測定結果を基にP R T R制度に基づき排出量を届出している。
→条例に基づく報告は不要です。
ただし、いずれかの対象物質を年間1トン（または0.5トン）以上取り扱っている場合は、その物質について、条例に基づく報告が必要です。

Q 5 報告の書類は何部必要ですか？

A 5

担当窓口への提出部数は1部です。
なお、報告事項について、受付後問い合わせをさせていただくことがありますので、報告書の写しを必ず保存しておいてください。

Q 6 電子システムによる報告もできますか？

A 6

可能です。
初めて御利用される場合はID・パスワードを発行しますので、「電子システム使用申請書」を御提出ください。